

令和7年3月北名古屋市教育委員会議事録

招集年月日	令和7年3月24日（月）
招 集 場 所	北名古屋市役所 西庁舎 3階 301会議室
開 会	令和7年3月31日（月） 午前10時05分
応 招 委 員 （出席委員）	教育長 松村 光洋 委員（教育長職務代理者） 岡島 秀隆 委員 山田 聡子 委員 池山 健次 委員 田中 幸湖 委員 平松 貴美子
不応招委員 （欠席委員）	
説明のため 会議に出席 した者の 職 氏 名	教育部長 鳥居 竜也、教育部参事 池田 英則、教育部次長兼学校教育課長 安井 政義、 学校教育課主幹 水野 正景、学校教育課指導監 青山 良介、 学校教育課主事 西原 桃子
提 出 議 案	議案第6号 北名古屋市歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について 議案第7号 北名古屋市図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について 議案第8号 北名古屋市立学校外国語指導助手設置要綱の廃止について 議案第9号 北名古屋市就学援助費支給要綱の一部改正について 議案第10号 令和7年度北名古屋市教育委員会基本方針について
閉 会	令和7年3月31日（月） 午前10時50分
議 事 日 程	別紙のとおり
議 事 録 署 名 委 員	

議事録作成者.....

< 午前 10 時 05 分 開会 >

教育長（松村光洋）

ただいまの出席数は 6 名で、定足数に達しております。よって会議は成立しますので、令和 7 年 3 月北名古屋市教育委員会を開会いたします。

日程第 1、前議事録の承認を議題とします。

お諮りします。令和 7 年 1 月 15 日及び 3 月 7 日の議事録を承認することにご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の声あり）

教育長（松村光洋）

全員異議なしと認め、前議事録は事務局原案のとおり承認することに決定いたしました。各委員、署名をお願いします。

（教育長、各委員が前議事録に署名）

教育長（松村光洋）

日程第 2、報告に移ります。

(1)教員の処分について、事務局説明してください。

教育部参事（池田英則）

当市中学校の窃盗事案の処分について、ご報告します。3 月 28 日金曜日愛知県教育委員会より、当該教諭に対しまして処分が下されました。処分内容は停職 6 月です。処分理由としまして、窃盗事案の概要については、2023 年 12 月頃から 2024 年 8 月にかけて、アウトドア用品店 5 件において、未精算の商品を店外に持ち出したとされました。関連して、管理監督責任として当該中学校長を厳重注意としております。当該中学校にて臨時保護者会を開催し、今後の対応、生徒の心のケアについて説明をさせていただいております。当該教諭は処分をされましたが、学校内での対応は本日から始まります。ショックを受けたり、不信感を抱いたりすることは当然あると思います。部活動や新学期後の登校の際には、生徒の心に寄り添いながら、生徒も教職員も落ち着いた日常生活を少しでも早く取り戻せるよう、教育委員会と学校で力を合わせてまいりたいと思います。よろしくお願いします。

教育長（松村光洋）

ただいまの説明につきまして、何かご質問等ございませんか。

（平松委員、挙手）

教育長（松村光洋）

平松委員、お願いします。

委員（平松貴美子）

説明会の中で、心のケアをするという説明をされたということですが、どのように説明されたのでしょうか

教育部参事（池田英則）

一番のメインは、カウンセリングについてです。4月中は、カウンセラーか相談員のいずれかを常に配置をすると保護者に伝えました。アンテナを高くして、変わった様子の生徒がいれば声をかけて寄り添っていきたいと思っています。

教育長（松村光洋）

(2)教育長報告について、別紙をご覧ください。3月10日以降、本日までの会議・行事等を載せてあります。3月19日、小学校卒業式において、教育委員会の告示をしていただきありがとうございました。教員の処分については、速やかに臨時校長会議及び臨時保護者会を開きました。内容につきましては、先ほど池田参事が申したとおりでございます。また、本日、退職辞令伝達式に出席いただきありがとうございました。明日の辞令伝達式もどうぞよろしくお願い申し上げます。ただいまの報告につきまして、何かご質問等ございませんか。

（しばらくの間）

教育長（松村光洋）

次に、(3)所管事項報告に移ります。令和7年北名古屋市議会第1回定例会について、説明をお願いします。

教育部長（鳥居竜也）

第1回定例会について、令和7年2月21日から3月29日の29日間の日程で行われました。教育部からの議案は2件です。北名古屋市の歴史民俗資料館の設置および管理に関する条例の一部改正です。歴史民俗資料館の観覧料300円を定めるもので、可決いただきました。2件目は、北名古屋市立学校照明設備使用料条例の一部改正です。来年度、中学校体育館に空調設備を整備します。社会体育などで使用する中学校体育館の冷暖房の使用料を1時間1,300円に定めるもので、可決いただきました。次に、代表質問についてです。市長の施政方針について、教育分野に関する質問に対し市長が答弁した内容を抜粋しております。市政クラブの大野厚議員より、高校の授業料の無償化のみの議論で良いのかという質問に対し、「高校授業料の無償

化に向けた国の政策については子育てに係る経済的支援の強化策であり、国において更なる子育て世帯の支援に対する議論、政策の展開に期待を寄せる」と答弁しました。公明党のまみや文枝議員より、中学校体育館空調機の長期的に安定した運営についての質問に対し、「中学校体育館空調機の熱源方式については、年間運用費が低額である都市ガス式を採択し、学校教育以外の使用について、料金を徴収し財源確保とともに過剰な使用を抑止する」と答弁しました。また、ICTを活用した教育環境の整備についての質問に対し、「ICTを活用した、より効果的な学びを進めるためには、デジタル教科書を活用することが有効である。教員へのサポートは、授業の進め方については適宜学校教育課の教育指導員が指導・助言を、ICT機器の効果的な活用についてはヘルプデスクの対応に加えICT支援員が各学校を巡回支援していく」と答弁しました。また、学校現場に巡回型講師を配置することについての質問に対し、「各学校に養護教諭を配置し保健室の体制を強化するとともに、校内教育支援センターへ講師が巡回し不登校傾向の生徒が、登校や教室復帰に向けて焦らず安心して準備できる体制を整える」と答弁しました。立憲民主党の伊藤大輔議員より、養護教諭の応援体制についての質問に対し、「養護教諭の資格を持つ講師の学校巡回については、児童生徒の健康課題が多岐にわたり、また深刻さを増しているため養護教諭の精神的な負担を軽減し、学校保健体制の充実につなげる」と答弁しました。また、校内教育支援センターについての質問に対し、「校内教育支援センターは、教室復帰を目指す生徒が、学校とのつながりを強めることができる。教職員と生徒のつながりを目的の一つとしているので、別の学校への転校は認めない」と答弁しました。また、給食費の無料化についての質問に対し、「国が進める給食費無料化は、子育て家庭に与える恩恵は多大であるが、同時に莫大な財政負担が恒久的に伴うので、市の財政を圧迫すると考える」と答弁しました。日本共産党の渡邊麻衣子議員より、小学校体育館の空調機設置についての質問に対し、「小学校体育館の空調機設置については、中学校体育館に設置後の稼働状況や国の補助金等を考慮した上で設置を検討していく」と答弁しました。また、ALT派遣業務委託についての質問に対し、「多様な交流を通して児童生徒のコミュニケーション活動を充実させるとともに、教員との良好な関係性を構築する。今後の英語教育の展開にご期待いただきたい、直接雇用から切り替えることについては、事業の業務内容を精査し、費用対効果が見込まれる事業については、派遣労働、民間委託を検討していく」と答弁しました。また、不登校の支援についての質問に対し、「教育支援センターパレットの統括指導員が学校を巡回し、児童生徒や保護者に対して足を運んで傾聴できる体制を整える」と答弁しました。個人質問については、市政クラブの浅利公恵議員より、児童生徒の不登校問題について複数の質問がありました。「北名古屋市の不登校児童生徒数の状況は、令和5年度が371人で令和3年度と比較すると約1.4倍の増加していること。初期対応としては、担任を中心とした学校が相談先となり、スクールカウンセラーや養護教諭も含めた「チーム学校」

として対応していること、「教育支援センター」や、こども家庭課所管の「こども若者支援センター」に相談窓口があり、学校に相談しにくい内容は、保護者からの相談を受けていること。保護者の不安を和らげるために令和6年度は新規事業として、公認心理士を講師に招き、教育支援センターを利用されている保護者を対象に参加者が悩みを共有する相談会を実施したこと。令和7年度は新規事業として、市内6中学校に「校内教育支援センター」の位置付けで教室に入りづらい生徒を受け入れる別室を設け、学習のサポートの他、集団生活への適応や生活習慣の改善など学校復帰に向けた支援に取り組むこと。民間フリースクールとの連携については、現在、フリースクールへ通っている13人の児童生徒について、各学校においてフリースクールとメールや電話により連絡を取り、児童生徒の様子や学習内容等を把握するとともに当該児童生徒及び保護者とのつながりに積極的に努めていること。不登校児童生徒の減少や解消に向けた取組の方向性については、一変して減少や解消することは難しいが、学校と教育委員会が一丸となって、児童生徒の心の叫び、言葉の奥にある本音の心の理解に努めることで、不登校問題に取り組んでいく」と答弁しました。全員協議会については、学校給食及び保育園給食調理業務の民間委託について説明をしました。

教育長（松村光洋）

ただいまの説明につきまして、何かご質問等ございませんか。

（しばらくの間）

教育長（松村光洋）

日程第3、議事に移ります。

議案第6号、北名古屋市歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正についてを議題とします。事務局、説明してください。

歴史民俗資料館（伊藤明良）

議案第6号、北名古屋市歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について、ご説明申し上げます。北名古屋市歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定めるものとする。令和7年3月31日提出。提案理由、この案を提案するのは、観覧料の徴収に関する規定の整備および関連整備を見直し、利用者の利便性の向上を図るため及び関係条文を整理するため、本規則の一部を改める必要があるからです。主な改正内容につきましては、3点あります。8枚目の説明書をご覧ください。1点目は資料館の事業内容です。博物館法の一部改正により、博物館の事業として加えられた「文化観光その他の活動の推進」を資料館の事業にも加えることで、地域の活性化、まちづくり、福祉分野における取組など、近年多様化、高度化が進む博物館に求められる機能

及び役割を明確にするものです。２点目は、休館日に関するものです。毎月末日に実施している館内整理日について、これまでは休館となっていた土曜日の場合においても、その日後の最初の休日でない日へと振り返ることで、利用者の利便性の向上及び利用促進を図るものです。３点目は、観覧料の減額または免除に関するものです。条例により観覧料は１人１回につき３００円とします。ただし、若年層及び学校教育における学習への利用促進するため、１８歳以下を無料とします。観覧料の減額または免除については、学校による教育活動での団体利用、回想法の推進のため老人福祉施設による回想法の実施を目的とした団体利用を主な対象とします。学校による教育活動の一環としての利用については、大学や大学院による利用も含め、引率する教職員も減免の対象とします。また、個人利用での観覧料の減免対象者は、身体障害者手帳等の交付を受けている方とその付添の方１人とします。附則といたしまして、観覧料に関する規定は令和７年１０月１日から施行します。ただし、休館日に関する規定は令和７年４月１日から、その他に関する規定は公布の日から施行します。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

教育長（松村光洋）

ただいまの説明につきまして、何かご質問等ございませんか。

（しばらくの間）

教育長（松村光洋）

お諮りします。議案第６号についてご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の声あり）

教育長（松村光洋）

全員異議なしと認め、議案第６号、北名古屋市歴史民俗資料館の設置および管理に関する条例施行規則の一部改正については承認されました。

次に、議案第７号、北名古屋市図書館の設置および管理に関する条例施行規則の一部改正についてを議題とします。事務局、説明してください。

生涯学習課長（祖父江由美）

議案第７号、北名古屋市図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について、ご説明申し上げます。北名古屋市図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定めるものとする。令和７年３月３１日提出。提案理由、この案を提出するのは、館内整理日及び図書館利用券を見直し、利用者の利便性の向上を図るため及び関係条文を整理するため、本規則の一部を改正する必要があるかでございます。説明書をご覧ください。改正内容は、第５条第１項関係では、館内整理日の見直し

を行い、毎月末日にある館内整理日について、その日が土曜日に当たる場合は、その日後の最初の休日でない日とするものです。第8条及び第9条関係では、図書利用券を図書館カードに名称変更し、図書館事務の実情にあわせ、関係規定の整理をするものです。第25条関係では、従来の視聴覚コーナーを飲食可能な場所を提供することとしたため関係規定の整理をするものです。この規則の改正は、令和7年10月1日から施行するものです。ただし、第5条の休館日である館内整備の改正規定については、令和7年4月1日から施行するものです。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

教育長（松村光洋）

ただいまの説明につきまして、何かご質問等ございませんか。

（岡島委員、挙手）

教育長（松村光洋）

岡島委員、お願いします。

委員（岡島秀隆）

図書館の中には、ラーニングコモンズのような飲食や会話ができる場所は設けられているのですか。

生涯学習課長（祖父江由美）

現在は、自動販売機の置いてある横に机と椅子が設置されていて、簡素な形のものがあります。その横にパソコンが使える視聴覚コーナーがあります。

教育長（松村光洋）

その他ご質問等ございませんか。

（しばらくの間）

教育長（松村光洋）

お諮りします。議案第7号についてご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の声あり）

教育長（松村光洋）

全員異議なしと認め、議案第7号、北名古屋市図書館の設置および管理に関する条例施行規則の一部改正については承認されました。

次に、議案第8号、北名古屋市立学校外国語指導助手設置要綱の廃止につ

いてを議題とします。事務局、説明してください。

教育部次長兼学校教育課長（安井政義）

議案第8号、北名古屋市立学校外国語指導助手設置要綱の廃止についてご説明申し上げます。北名古屋市立学校外国語指導助手設置要綱の廃止する要綱を別紙のとおり定めるものとする。令和7年3月31日提出。提案理由、この案を提出するのは、北名古屋市立学校外国語指導助手の配置を市の直接雇用から派遣業務に切り替えることに伴い、本要綱を廃止する必要があるからでございます。この要項は、令和7年4月1日から施行するものです。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます

教育長（松村光洋）

ただいまの説明につきまして、何かご質問等ございませんか。

（しばらくの間）

教育長（松村光洋）

お諮りします。議案第8号についてご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の声あり）

教育長（松村光洋）

全員異議なしと認め、議案第8号、北名古屋市立学校外国語指導助手設置要綱の廃止については承認されました。

次に、議案第9号、北名古屋市就学援助費支給要綱の一部改正についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

教育部次長兼学校教育課長（安井政義）

議案第9号、北名古屋市就学援助費支給要綱の一部改正について、ご説明申し上げます。北名古屋市就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱を別紙のとおり定めるものとする。令和7年3月31日提出。提案理由、この案を提出するのは、令和7年4月から愛知県立中学校が開校することに伴い、本要綱の一部を改める必要があるからでございます。説明書をご覧ください。主な改正点について説明します。1 定義については、第2条に(1)就学予定者、(2)保護者、(3)市内小中学校、(4)要保護者、(5)準要保護者といった定義を新たに設けます。2 就学援助の対象者については、市内小中学校に在学する児童生徒または就学予定者の保護者に加えて、市内に住所を有し、学校教育法施行令第9条の承諾を得て、国又は本市以外の地方公共団体が設置する小学校若しくは中学校に在学する児童、生徒又は当該小学校若しくは中学校への就学予定者の保護者を対象するものとします。簡潔に言うと、私立以外の学校

を全て対象にするという内容です。次に、3の就学援助費の申請及び認定並びに支給期間については、現状の就学援助事務に合わせて字句の整理しています。4就学援助の支給費目については、支給内容を現状の実情に合わせて整理しています。この要綱は、令和7年4月1日から施行するものです。以上簡単ではございますが説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

教育長（松村光洋）

ただいまの説明につきまして、何かご質問等ございませんか。

（岡島委員、挙手）

教育長（松村光洋）

岡島委員、お願いします。

委員（岡島秀隆）

第2条の(5)準要保護者の定義について、もう少し具体的に教えてください。

教育部次長兼学校教育課長（安井政義）

(4)要保護者は、生活保護を受けている世帯の保護者のことです。(5)準要保護者は、生活保護は受けていないが生活が困窮されている世帯の保護者のことで、就学援助費を支給しています。

（岡島委員、挙手）

教育長（松村光洋）

岡島委員、お願いします。

委員（岡島秀隆）

支給金額は、査定によって違うのでしょうか。

教育部次長兼学校教育課長（安井政義）

国が示した基準に基づき計算しています。申請に対して、父親、母親、子どもの年齢や父親、母親の所得等の細かい計算を積み上げて審査をし、認定していく仕組みになっていますので、認定基準となる世帯所得額は世帯によって異なりますが、保護者への支給額は査定額で変わるものではありません。市で定めた支給額に基づき支給します。

教育長（松村光洋）

多くの市町村は、市町村内の学校に就学している児童生徒の保護者に対し

就学援助費を支給しています。しかし、法律では学校がどこにあらうと、住所がある市町村が就学援助費を支給しなくてはならないという規定になっています。令和7年4月から愛知県立の中高一貫学校が4校設立され、その県立中学校に就学する生徒の保護者に対し就学援助費を支給するよう、愛知県教育委員会から市町村に対して依頼がありました。以上、補足の説明となります。その他ご質問等ございませんか。

(しばらくの間)

教育長（松村光洋）

お諮りします。議案第9号についてご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の声あり)

教育長（松村光洋）

全員異議なしと認め、議案第9号、北名古屋市就学援助費支給要綱の一部改正については承認されました。

次に、議案第10号、令和7年度北名古屋市教育委員会基本方針についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

教育部次長兼学校教育課長（安井政義）

議案第10号、令和7年度北名古屋市教育委員会基本方針について、ご説明申し上げます。令和7年度北名古屋市教育委員会基本方針を別紙のとおりとする。令和7年3月31日提出。提案理由、この案を提出するのは、北名古屋市としての教育の基本方針を示す必要があるからでございます。この基本方針は、2月5日に開催した令和6年度第2回北名古屋市総合教育会議において資料として提出し、委員の皆様には内容をご確認いただいています。さらに3月19日に開催した令和6年度第3回北名古屋市社会教育委員会において、生涯学習課とスポーツ課の分野のみ議案として提出し議決をいただいています。資料の1ページをお願いします。第3期北名古屋市教育大綱に掲げられた8点の基本施策が掲載しています。この基本施策について、学校教育課・生涯学習課・スポーツ課が関係する分野を取組の柱として掲げています。2ページが学校教育課の内容です。1に基本方針を掲げ、2に第3期北名古屋市教育大綱の基本施策における学校教育課の分野として①から⑤を取り上げています。基本施策に係る取組の柱に掲げた分野を踏まえ、3の(1)から(7)まで項目立てしています。5ページが生涯学習課の内容です。1に基本方針を掲げ、2に第3期北名古屋市教育大綱の基本施策における生涯学習課の分野として⑥と⑦を取り上げています。基本施策に係る取組の柱に掲げた分野を踏まえ、3の(1)から(7)まで項目立てしています。7ページがスポーツ課の内容です。1に基本方針を掲げ、2に第3期北名古屋市教育大綱の基本

施策におけるスポーツ課の分野として⑧を取り上げています。この基本施策に係る取組の柱に掲げた分野を踏まえ、3の(1)から(4)まで項目立てしています。以上、簡単ではございますが説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

教育長（松村光洋）

ただいまの説明につきまして、何かご質問等ございませんか。

（しばらくの間）

教育長（松村光洋）

お諮りします。議案第10号についてご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の声あり）

教育長（松村光洋）

全員異議なしと認め、議案第10号 令和7年度北名古屋市教育委員会基本方針については承認されました。

以上で、議事を終了します。

教育長（松村光洋）

日程第4、その他に移ります。市の職員の人事異動について、事務局、説明してください。

教育部長（鳥居竜也）

令和7年度の教育部の人事異動について説明させていただきます。お手元の資料をご覧ください。前教育部次長の安井政義が教育部長になります。前保育課長の高橋真人が教育部次長兼学校教育課長になります。学校教育課には、前秘書広報課の遠藤健悟、新規採用職員の入口菜名子が入ります。給食センターでは、前スポーツ課主幹の北村智徳が給食センター長になります。前給食センター長の佐々真一が役職定年となり主任主査として残ります。前こども家庭課の花木貴志、前環境保全センターの日比野博が入ります。前技能主任の柴田正喜は、技能主査への昇格します。生涯学習課ですが、前市民課の安藤恵美子が主幹として入ります。図書館では、新規採用職員の犬飼薫子、再任用で前給食センター主事の大口良典が入ります。歴史民俗資料館の徳武椋也は主事への昇格です。スポーツ課ですが、鷺津真樹係長が課長補佐に昇格し、半谷嘉久課長補佐が課長補佐兼施設係長に変更となります。前衛生組合の村上清志がスポーツ課振興係長として入ります。私、鳥居竜也は役職定年になり政策調整課に異動します。その他異動される方のお名前をお伝えします。学校教育課の西原主事、伊藤主査、生涯学習課の太田補佐、スポ

ーツ課の加藤係長、給食センターの堀部係長、藤貫主任、図書館の日比野主任が異動になります。説明は以上です。

教育長（松村光洋）

ただいまの説明につきまして、何かご質問等ございませんか。

（しばらくの間）

教育長（松村光洋）

続きまして、連絡事項に移ります。水野主幹、説明をお願いします。

学校教育課主幹（水野正景）

- 令和6年度後期の教育委員報酬の振込について
- 令和7年度教職員辞令交付伝達式について
- 次回の教育委員会会議について

教育長（松村光洋）

以上、本日予定しておりました日程は全て終了しました。

ここで、4月の人事異動により異動する鳥居部長、西原主事から挨拶をお願いします。

教育部長（鳥居竜也）

挨拶

学校教育課主事（西原桃子）

挨拶

教育長（松村光洋）

これをもちまして、令和6年3月北名古屋市教育委員を閉会とします。

< 午前10時50分 閉会 >